

第1回瑞浪市地域福祉計画推進委員会会議資料

第4期瑞浪市地域福祉計画 の策定にあたって

令和元年6月20日

瑞浪市社会福祉課

目 次

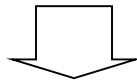
1. 計画策定の背景と目的	1
(1) 地域福祉をめぐる近年の我が国の動向	1
(2) 自殺対策をめぐる近年の我が国の動向	4
(3) 地域福祉計画と自殺対策計画の一体化について	6
2. 計画の概要	7
(1) 計画の位置づけ	7
(2) 計画期間	9
3. 策定スケジュール	9

1. 計画策定の背景と目的

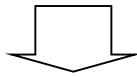
(1) 地域福祉をめぐる近年の我が国の動向

- ① 地域の福祉力の低下と新たな課題の出現、「社会福祉法」の一部改正

我が国全体で人口減少や少子高齢化が進む中で、伝統的な「家庭や地域の“支え合い”の力(=地域の福祉力)」の低下が顕著となっています。



その結果、8050 問題やダブルケアといった複合的な課題など、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な新たな課題が出現しています。



そこで、国は、高齢者支援として推進してきた、分野・主体間を越えた連携による支え合いの仕組み「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らすすべての人が支え合う仕組みとして深化・推進させるため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「医療法」とともに、「社会福祉法」の一部改正を行いました。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

改正概要

- I 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能等
 - 2 医療・介護の連携の推進等
 - 3 **地域共生社会の実現に向けた取組**
- II 介護保険制度の持続可能性の確保
 - 4 2割負担者の一部を3割負担に
 - 5 介護納付金への総報酬制の導入

介護保険法改正(平成30年4月施行)

障害者総合支援法改正(平成30年4月施行)

児童福祉法改正(平成30年4月施行)

医療法改正(平成30年4月施行)

社会福祉法改正(平成30年4月施行)



② 「社会福祉法」の改正による市町村地域福祉計画の重要性の高まり

「社会福祉法」の改正（平成30年4月1日施行）により、市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけられるとともに、計画の策定が努力義務化されました。

また、計画に記載すべき2つの追加事項として、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(16項目)と、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が示されました。

「改正社会福祉法」の市町村地域福祉計画に関する事項

- 努力義務化（計画を策定するよう努めるものとする）
- 福祉分野の「上位計画」として位置づけ
- 計画記載事項が2項目追加
 1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（第107条の第1項関係）
 2. 包括的な支援体制の整備に関する事項
 - 既存の分野個別での対応では困難だった課題を解決。
＝「複合課題」、「制度の狭間」、「生活困窮者支援」等。

■ 厚労省が示す記載すべき16項目(例) ※一部抜粋

● 高齢、障害、子ども・子育てなど各分野のうち特に重点的に取り組む事項	● 生活困窮者の様々な分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
● 福祉以外の様々な分野(地方創生、防災防災)との連携	● 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
● 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	● 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
● 制度の狭間の問題への対応	● 全庁的な体制整備
● 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	● 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、防犯・防災、社会教育等)との連携
● 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	● 居住に問題を抱える者への横断的な支援の在り方

③ 『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』に向けて

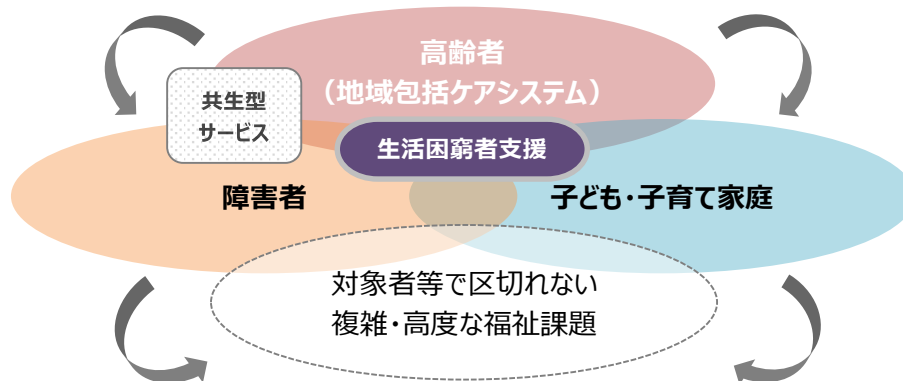
こうした動向の中で、これからの我が国の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』が打ち出されました。

「人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、地域において、住民がつながり支え合う取り組みを育んでいくことが必要となっている。このようなつながりのある地域をつくる取り組みは、自分の暮らす地域をよりよくしたいという地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。また、社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域の様々な資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出す」という考えに基づいたものであり、国は、『地域共生社会』を次のように説明しています。

『地域共生社会』とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』に向けた包括的な支援体制の整備(イメージ)

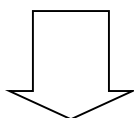
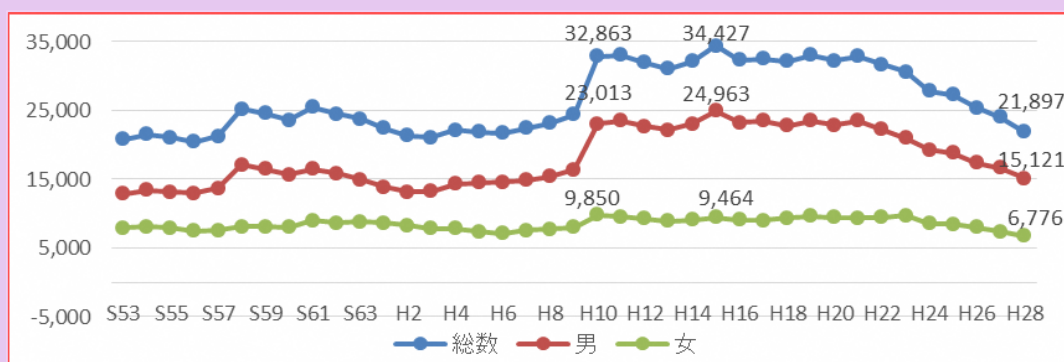


(2) 自殺対策をめぐる近年の我が国の動向

① 自殺対策の重要性の高まり、「自殺対策基本法」の改正と「自殺総合対策大綱」の見直し

我が国の自殺者数は、減少傾向にあるものの、年間2万人を超えており、自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、大きな社会問題となっています。

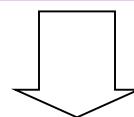
我が国の自殺者数の推移



また、経済・生活問題に起因する自殺が急増しており、社会的な要因が大きいとみられることから、自殺対策は個人だけではなく、社会全体で取り組むべき課題の1つとなっています。

原因・動機別の自殺者数 (平成 28 年)

	自殺者	原因・動機特定者	原因・動機別							不詳
			健康問題	経済・生活問題	家庭問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	
H28	21,897	16,297	11,014	3,522	3,337	1,978	764	319	1,148	5,600



そこで、国は、社会全体で自殺対策を充実させていくため、平成 28 年に、平成 18 年に制定した「自殺対策基本法」を改正するとともに、これに伴い、平成 29 年に、平成 19 年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」の見直しを行いました。

③ 「自殺対策基本法」の改正による市町村自殺対策計画の策定の義務化

「自殺対策基本法」の改正（平成28年4月1日施行）により、市町村自殺対策計画の策定が義務化されました。

「改正自殺対策基本法」の市町村自殺対策計画に関する事項

- 義務化（計画を定めるものとする）
- 調査や計画策定に交付金を交付（国から市町村へ）

また、「自殺対策基本法」の改正に伴い見直しが行われた「自殺総合対策大綱」では、『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』に向け、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通じて、社会全体で自殺リスクを低下させるため、基本方針には、自殺対策を生きることの包括的な支援として推進することなど、重点施策には、地域レベルの実践的な取り組みへの支援や、子ども・若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策をさらに推進することなどが示されました。

「自殺総合対策大綱」（概要） ※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

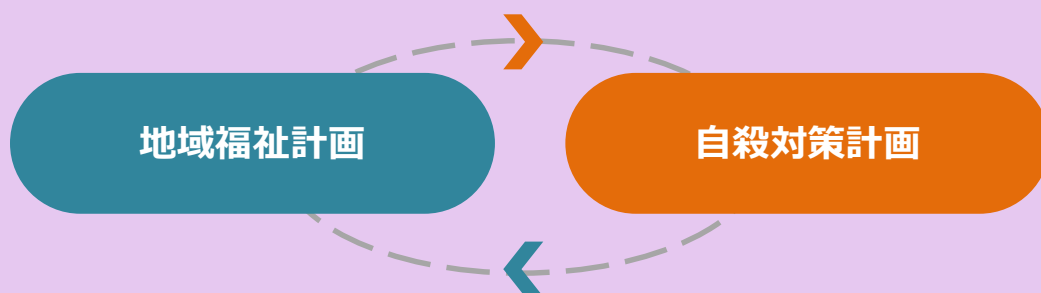
<p>第1 自殺総合対策の基本理念</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>➢ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p><small>阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等</small></p>	<p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 選された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
<p>第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</p> <p>➢ 自殺は、その多く孤立に込まれた末の死である</p> <p>➢ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている</p> <p>➢ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する</p>	<p>第5 自殺対策の数値目標</p> <p>➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）</p> <p><small>(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))</small></p>
<p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 	<p>第6 推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し

(3) 地域福祉計画と自殺対策計画の一体化について

厚生労働省が示している「市町村自殺対策計画策定の手引」（平成 29 年 11 月）では、地域福祉計画等の一部として策定することも可能とされています。また、その場合には、どの部分が自殺対策計画なのかを明確にしておくことが必要とされています。

厚生労働省「市町村自殺対策計画策定の手引」（抜粋）

▼地域自殺対策計画は、例えば地域福祉計画又は地域福祉支援計画等の他の計画の一部として策定することも可能であり、必ずしも単独の計画として策定する必要はありません。ただし、この場合は、他の計画中のどの部分が地域自殺対策計画に該当するのか明らかにしておく必要があります。



2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第 6 次瑞浪市総合計画」の個別計画としての性格を持っており、将来像である「幸せ実感都市みずなみ～ 共に暮らし 共に育ち 共に創る ～」を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。

本市における分野別の福祉施策については、それぞれの個別計画に基づいて推進していきます。本計画は、それらの計画の上位計画として、地域福祉に関連する共通の取り組みなどを明らかにするとともに、さらに必要な取り組みを加えたものとし、市民の参画と協働を促しながら、市民生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

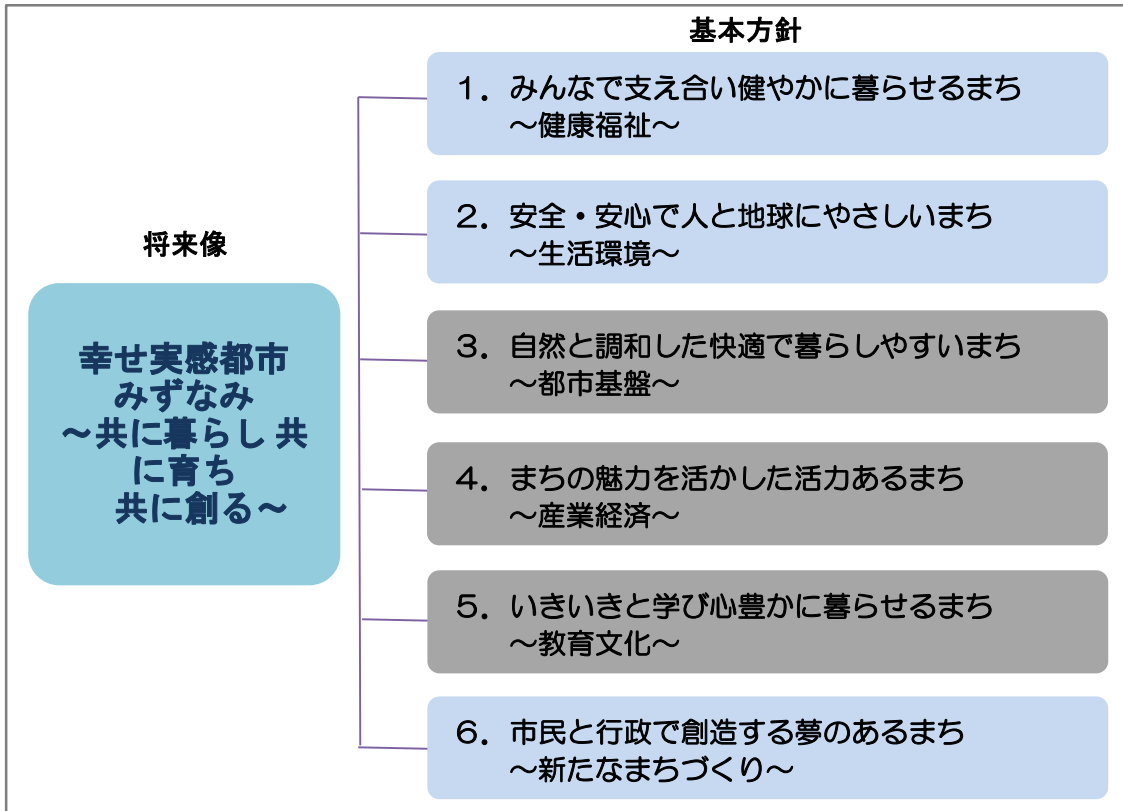
■社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

（市町村地域福祉計画）

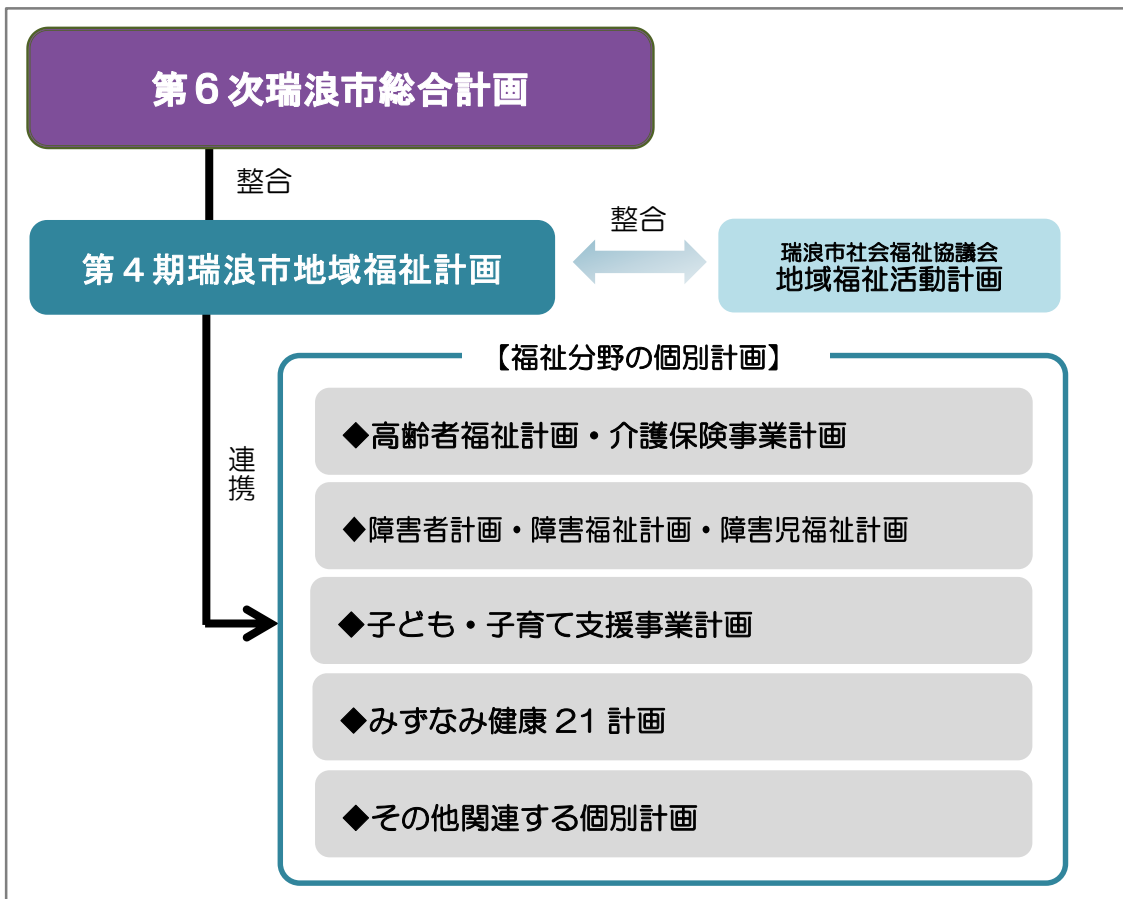
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■第6次瑞浪市総合計画の体系



■地域福祉計画と他計画との関係



(2) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■ 計画期間

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
計画	第3期瑞浪市地域福祉計画									
						第4期瑞浪市地域福祉計画				

3. 策定スケジュール

業務項目		2019年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基礎調査	統計データの分析と法令・制度等の動向の整理													
	住民ワークショップの実施（延8回）													
	庁内関係課・社協に対する調査													
	関係団体等調査													
	課題の整理・抽出													
計画策定	計画骨子案の作成（計画の体系・計画概要の整理）													
	計画素案の作成（重点施策・数値目標・施策・事業の検討）													
	計画とりまとめ、概要版の作成													
	成果品の印刷製本													
	（パブリックコメント）													
会議	計画策定委員会の開催（5回）													